

新潟市薬局開設許可等の審査基準の一部改正について（概要）

1 一部改正の目的

平成 26 年 6 月 12 日に薬局等構造設備規則が一部改正され、薬局及び店舗販売業の構造設備の基準に「営業時間のうち、特定販売のみを行う時間がある場合には、都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長）又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備（以下、「設備」という）を備えていること」が追加されました。

設備は「都道府県知事等が認めるものに限る。」との見解が示されていることから、新潟市長が認める設備を審査基準に追加することとしました。

2 概要

本改正に伴い、審査基準に以下の項目を追加しました。

営業時間のうち、特定販売のみを行う時間がある場合は、次に掲げる設備の全てを備えていること。

- 1 画像を撮影するためのデジタルカメラ等（人の顔を識別できる程度の解像度を有しないものを除く。）
- 2 撮影した画像を電子メールで送信するためのパソコン、インターネット回線等
- 3 固定電話機及び固定電話回線（電話をかけると自動転送を行うものを除く。）

3 パブリックコメントを実施しない理由

今回追加した審査基準については、新潟県知事が認める設備と同様のものです。したがって、パブリックコメントについては、市民意見提出手続条例の適用除外を定めた、第 4 条第 1 項第 3 号「国又は新潟県の政策と実質的に同一の内容を定める必要のあるもの」に該当すると判断し、実施しないこととしました。